

公 示 送 達 書

下記の書類は、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定で準用する地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達します。

なお、同法第20条の2第2項の規定により、送達する書類は名取市役所健康福祉部保険年金課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

令和8年10月6日

名取市長 山田 司郎



送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名・名称・事業所名等	備 考
令和8年度後期高齢者 医療保険料督促状 2期	長谷川 勲	
令和8年度後期高齢者 医療保険料督促状 2期	安藤 広行	

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。